



函館税務署からのお知らせ

(所得税等の申告期限の延長について)

申告・納付期限が延長されます



今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長されることになりました。

これに伴い、申告所得税及び消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、次のとおり延長となります。

○申告期限・送付期限

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の 消費税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

○振替日

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の 消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）



感染リスク軽減の観点から、申告書の作成は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用し、印刷して郵送、若しくはe-Tax(電子申告)での送信などによる提出をお願いいたします。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。→

